

国内生産拠点の安全性評価表

PRTR対象物質の安全性評価

「安全性評価度」の見方

PRTR法では、化学物質の環境への排出量の報告が義務付けられていますが、化学物質の環境への影響度は排出量だけでなく、その有害性によって大きく左右されます。従って、化学物質の環境へのリスクの低減には、排出量と併せて有害性を考慮し、総合的な評価のもとに対策を講じる必要があります。

そこで、2006年度から神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」を参考にして、PRTR法による個々の報告対象物質の「排出量」に、神奈川県が公表する有害性に応じた「毒性係数」を掛けた「換算排出量」を算出し、これらを足して事業所の合計排出量を算出しました。これを「人の健康」と「生態系」への影響度をランク付けした「安全性影響度の評価表」に照らし合わせて各事業所の位置を示すことで、リスクの低減の方向性を明確にしました。

例えば、平塚製造所は、人の健康への合計換算排出量は9,736tなのでランクII、生態系への影響度の合計換算排出量は68tなのでランク4となります。

これによって平塚製造所の安全性影響度は『II-4』と示すことができます。

安全性影響度の説明

神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」（一部改定2010）

有害性ランクと毒性係数

ランク	A	B	C	D
毒性係数	1000	100	10	1

人の健康への影響のランク表

ランク	総換算排出量 (人の健康への影響)
I	10,000t以上
II	3,000t以上10,000t未満
III	1,000t以上3,000t未満
IV	300t以上1,000t未満
V	100t以上300t未満
VI	30t以上100t未満
VII	10t以上30t未満
VIII	10t未満

生態系への影響のランク表

ランク	総換算排出量 (生態系への影響)
1	10,000t以上
2	1,000t以上10,000t未満
3	100t以上1,000t未満
4	10t以上100t未満
5	10t未満

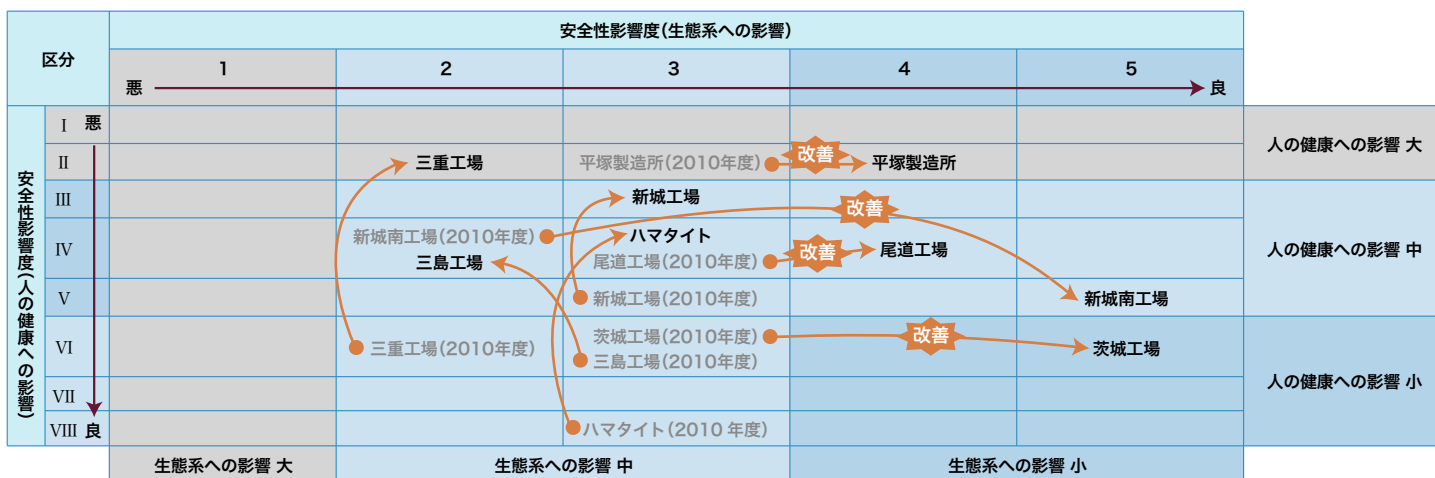
2011年度の改善

キシレンの増加により「生態系ランク」が1ランク悪化しました。(4⇒3)
 新城南工場については、トルエンキシレンの全廃により「人健康」ランクが1ランク、「生態系」ランクが3ランクと大幅に良化しました。
 尾道工場、茨城工場については、トルエンの削減により、「生態系」ランクが良化しました。

2011年度の安全性評価(生態系、人への影響)

生態系への著しい影響を及ぼす排出は行っていません。

下表の中の矢印(●→)は、2010年度からの進捗状況を表しています。



※長野、平塚東工場は報告対象物質がありません(1t未満)ので、上表には掲載していません。
 ※各工場とも法律に従い情報開示を実施しています。